

建設リサイクル法の届出窓口に関するお知らせ

令和3年度から建設リサイクル法に係る届出窓口を明確化します。

建築調整課受付(南館5階)

工事種別が以下のいずれかに係るもの

- 建築物に係る解体工事
- 建築物に係る新築又は増築の工事
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

建設管理課受付(南館4階)

工事種別が以下に係るもの

- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※令和2年度までは建築物に附属するものは審査指導課にて受け付けていましたが、令和3年度からは建築物以外の工事は**全て建設管理課の受付**となります。

(様式第一号) (A4)

届出書

(あて先) 茨木市長 令和 年 月 日

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 _____

② 工事の場所 _____

③ 工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 -) 電話番号 - -

② 住所 _____

③ 許可番号(登録番号) _____
 建設業の場合

※建築物に係る工事と建築物以外のものに係る工事が両方ある場合は、各届出窓口毎に届出書を作成し、それぞれ対象となる届出窓口へ提出をお願い致します。

審査指導課 問い合わせ先

茨木市 都市活力部 建築調整課 監察係
TEL: 072-622-8121 (代表)
FAX: 072-620-0105 (直通)

建設管理課 問い合わせ先

茨木市 建設部 建設管理課 総務係
TEL: 072-622-8121 (代表)
FAX: 072-620-1650 (直通)